

退職者・現役職員の 退職管理の手引き

令和7年4月

松本市人事課

1 はじめに

退職管理の適正を確保するため改正された地方公務員法(以下「法」という。)に基づき、平成28年4月から松本市職員の退職管理に関する条例及び同規則が施行され、「再就職した元職員による現役職への働きかけが禁止されました。令和2年4月からは、これに加え、「再就職情報の届出」及び「再就職状況の公表」が規定されます。

この手引きを参考に、規制される内容や必要な届出など、制度の趣旨を十分に理解いただき、市政に対する市民の信頼の確保にご協力をお願いします。

元職員による働きかけの禁止

- ・退職後に営利企業等に就職した元職員が、現役職員に対して、職務上の行為をする(しない)ように要求、又は依頼することが禁止されています。
- ・元職員から働きかけを受けた現役職員は、その旨を公平委員会へ届け出る必要があります。

再就職情報の届出の義務化

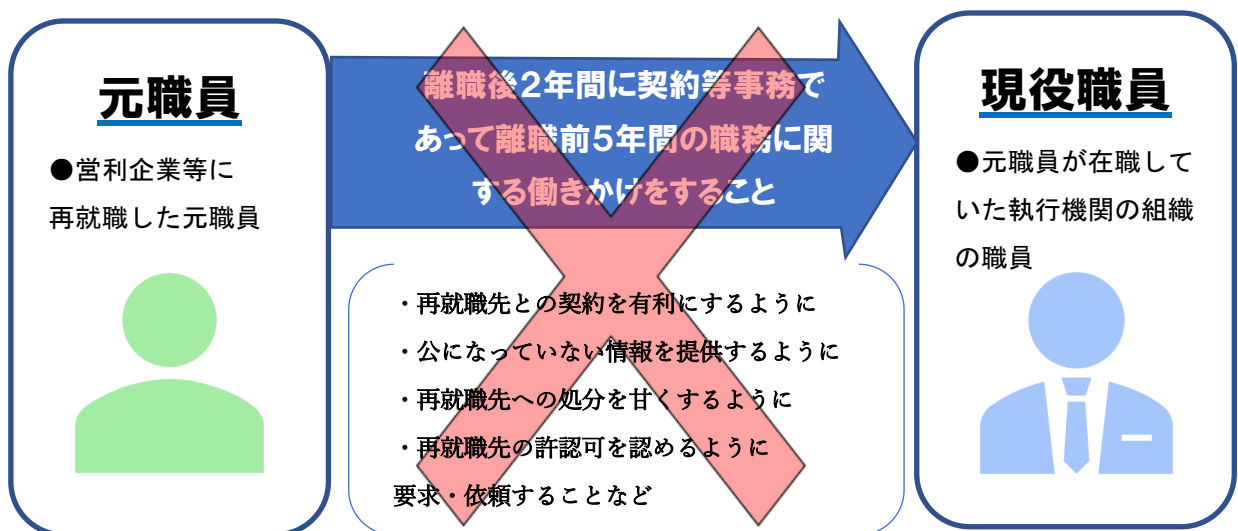
- ・営利企業等に再就職した課長以上の職にあった元職員は、任命権者へ再就職情報の届出が義務化されます。

再就職状況の公表

- ・再就職者から届け出のあった再就職情報のうち、規則で定めた事項について、公表が行われます。

2 元職員による働きかけの禁止

- 離職後に営利企業等※1に再就職した元職員※2(=再就職者)は、
 - 離職前5年間に在職していた執行機関の組織等※3の職員に対して、
 - 当該営利企業等又はその子法人と松本市との間の契約等事務※4について、
 - 離職後2年間、離職前5年間※5の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(=働きかけ)を禁止。
- ◆ 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。
- ◆ 規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。



※1：営利企業等

営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

※2：元職員（=再就職者）

一般職の職員（再任用職員を含む）であつたものをいいます。

臨時的任用職員及び条件付採用期間中の職員は対象外です。

※3：執行機関の組織等

再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）です。具体的には、市長部局、教育委員会、議会事務局等のようにグループ分けされます。

※4：契約等事務

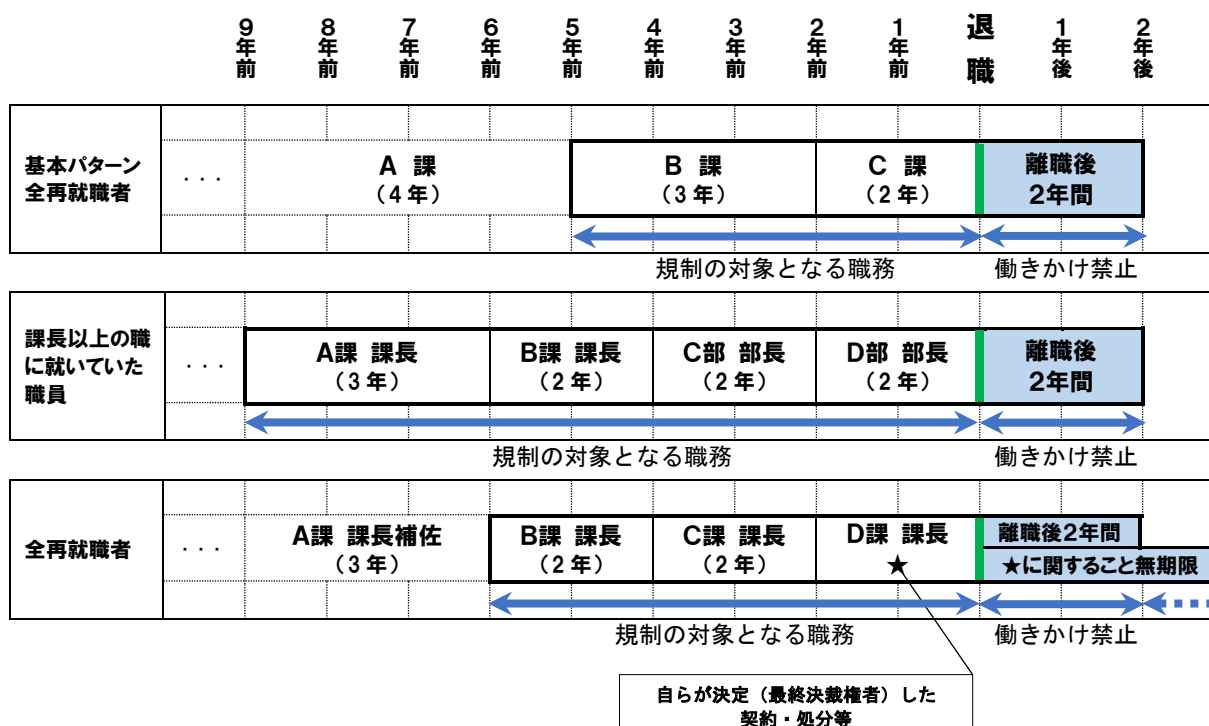
①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と松本市との間で締結される契約

②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことをいいます。

※5：離職前5年間

離職前5年間より前に課長以上の職にあつた者は、その職務についても、離職後2年間禁止されます。

■ 規制の範囲例



◎ 在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い。

○ 全ての再就職者

離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ《第 38 条の2 第1項》

→ 離職後2年間

在職中に自らが決定した※6 契約・処分に関する現職職員への働きかけ《第 38 条の2第5項》

→ 期間の定めなし

○ 課長以上の職に就いていた再就職者

離職前5年より前に課長以上の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第 38 条の2第4項》

→ 離職後2年間

★ 例えば、離職前5年より前に、課長以上の職に就いていた再就職者は、離職前5年間の職務に関する働きかけに加えて、課長以上の職に就いていたときの職務に関する働きかけが禁止されます。

※6 「自ら決定した」とは最終決裁権者となった場合をいいます。

働きかけにあたる場合とあたらない場合

※ 働きかけにあたる場合

- ・ 再就職先企業との契約を有利にするように要求・依頼すること。
- ・ 公になっていない情報を提供するように要求・依頼すること。
- ・ 再就職先企業への処分を甘くするように要求・依頼すること。
- ・ 再就職先企業の許認可を認めるように要求・依頼すること。

◎ 働きかけにあらたらない場合

- ・ 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を行う法人に再就職した元職員が、当該事務を遂行するために必要な場合。
- ・ 市の事務や事業と密接な関連がある業務を行う法人※7 に再就職をした元職員が、当該事務を遂行するために必要な場合。
- ・ 法令や契約に基づく権利を行使する場合、又は義務を履行する場合。
- ・ 法令に基づく申請及び届出を行う場合。
- ・ 一般競争入札における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合。
- ・ 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合。
- ・ 電気、ガス、水道に関する契約等、裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者に「再就職者による依頼等の承認申請書（規則：第1号様式）」を提出し、承認を得て行う場合。

※7：「市の事務や事業と密接な関連がある業務を行う法人」は、地方独立行政法人及び松本市公益的法人等への職員の派遣に関する条例に規定する以下の法人

- 一般財団法人松本ものづくり産業支援センター
- 一般社団法人松本観光コンベンション協会

働きかけを受けた現役職員の届出

再就職した元職員から働きかけを受けた現役職員は、遅滞なく依頼等をした再就職者の氏名、再就職先企業の名称、依頼が行われた日時や内容等について、「松本市職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則（公平委員会規則）」に基づく届出書を公平委員会へ提出する必要があります。

■ 規制違反に対する制裁措置

働きかけの規制に違反した元職員及び現職職員は、地方公務員法の規定に基づく過料又は刑罰の対象となります。

規制違反の内容	制裁措置
<u>元職員が</u> 現職職員に対して働きかけをした場合 ※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。	10万円以下の過料
<u>元職員が</u> 現職職員に対して、不正な行為をするよう に働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
<u>職員が</u> 元職員の働きかけに応じて不正な行為を行っ た場合	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
<u>職員が</u> 元職員の働きかけを受けた事実を公平委員会 へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象

3 再就職者による依頼等の承認

松本市職員の退職管理に関する規則第10条に定める再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として、承認を得ようとする再就職者は承認申請書を提出してください。

○ 届出の対象

電気・ガス・水道に関する契約や特殊な業務のため随意契約を締結する場合など、現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて、現役職員に依頼等を行う元職員。

○ 届出先等

依頼等を行う概ね10日前までに人事課へ書類を提出してください。

○ 届出書類

「再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）」規則第10条関係

4 再就職情報の届出及び公表

松本市職員の退職管理に関する条例の規定に基づき、退職時に課長以上の職にあった元職員が営利企業等へ再就職をした場合は、任命権者への届出が義務付けられています。また、届出があった再就職情報は、公表されます。（令和 2 年 3 月 31 日以降の退職者）

再 就 職 情 報 の 届 出	
届出の対象者	・ 管理職員又は監督の地位にある職員 = 部長又は課長の職に相当する職 課長の職に相当する職とは・・・ 給与条例別表第 4(1)及び(3)において、6 級及び 7 級の項に掲げる職
届出が必要な場合	・ 営利企業等の地位に就いた場合 ・ 上記以外の法人、その他の団体の地位に就いた場合で報酬を得る場合
届出が不要な場合	・ 日々雇い入れられる者となった場合 ・ 任命権者等の要請に応じて引き続き地方公務員又は国家公務員となった場合 ・ 再任用職員として採用された場合
届出が必要な期間	・ 離職後 2 年間 ・ 離職後 2 年間に再就職を繰り返した場合は、その都度、届出が必要になります。
届出事項	・ 松本市職員の退職管理に関する規則第 21 条 ・ 氏名・生年月日・離職時の職・離職日・再就職日・再就職先の名称及び主たる事務所の所在地・再就職先の業務内容・再就職先における地位
届出の手続き	・ 離職した職の任命権者※8に速やかに届出（概ね再就職後 2 週間以内） ※8 人事課人事・研修担当へ提出してください。 ・ 「再就職届出書（第 2 号様式）」を提出 ※市公式ホームページからダウンロード可能

再 就 職 状 況 の 公 表	
公表する事項	・ 規則第 22 条 ・ 氏名・離職時の職・離職日・再就職日・再就職先の名称・再就職先における地位
公表の時期	・ 5 月末までに届出があった者を 6 月末までに公表 ・ 前年度退職者で新たに届出があった者も公表
公表の方法	・ 松本市公式ホームページへ掲載して公表

様式第1号（第10条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（宛先）任命権者

松本市職員の退職管理に関する規則第10条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 印		生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）	
勤務先（営利企業等）の名称		勤務先における地位（役職等）	
連絡先 TEL（ - - ） FAX（ - - ）			
勤務先（営利企業等）の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日 年 月 日			離職時の職
離職前5年間（※）の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼をする事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）	()	
所属	職	
職務内容		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄			
受理番号			
処理結果区分	☐ 承認	☐ 不承認	☐ 却下（承認を必要としない）
承認又は不承認の理由			
承認番号	処理年月日	年	月 日

様式第 2 号（第 2 1 条関係）

管理職であった者が再就職した場合の届出

年 月 日

(宛先) 任命権者

住 所
氏 名 印
電話番号

松本市職員の退職管理に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 1 氏 名	
2 生年月日	年 月 日
3 離職時の職	
4 離職日	年 月 日
5 再就職日	年 月 日
6 再就職先の名称及び主たる 事務所の所在地	所在地 〒 ー 名 称
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位 (役職等)	

5 Q&A

■ 働きかけ規制関係

Q1 働きかけ規制の対象となる職員の範囲は？	A1 一般職に属する職員（条件付採用期間中職員、任期付職員、非常勤職員を除く。） 再任用職員（短時間勤務職員を含む）も規制の対象となります。
Q2 「営利企業等」の定義はありますか？	A2 営利企業のほか、公益法人、NPO法人等の非営利法人（国・国際機関・地方公共団体・特定独立行政法人及び地方特定独立行政法人を除く。）も含まれます。
Q3 「子法人」とはなんですか？	A3 再就職先の営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人を指します。
Q4 「処分」とはなんですか？	A4 行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、処分庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為を指します。
Q5 「働きかけ」とは、現役職員に対するあらゆる依頼等が禁止されるのですか？	A5 退職前5年間（課長職以上の職員は当該職であった期間を含む。）の職務に属する契約事務（松本市との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約）及び処分に関するものについて禁止されます。 また、禁止される現役職員は、退職前5年間に在籍していた執行機関の組織等（市長部局、教育委員会、議会事務局など任命権者ごとの組織）に属する現職の職員です。 なお、元職員本人からの直接的な依頼等でない場合でも元職員の名前を出すなど、元職員の影響力の行使が認められる場合は、「働きかけ」に該当すると考えられます。
Q6 「働きかけ」は、不正な行為だけを禁止しているのですか？	A6 働きかけの内容が不正であるか否かは問わず、要求・依頼を行う行為自体が禁止されます。
Q7 単に申請や届出をすることだけでも「働きかけ」になるのですか？	A7 法令や契約に基づき、依頼等を伴わず、単に申請や届出を行う場合は「働きかけ」には該当しません。

■ 再就職情報の届出・公表関係

Q8 再就職者全員が届出をするのですか？	A8 いいえ。 届出の必要があるのは、在職中に課長以上の職であった職員が、営利企業等へ再就職した場合です。 課長職の地域づくりセンター長など、級の格付けが6級以上であった元職員となります。
Q9 再任用職員や任期付き職員であった場合も届出が必要ですか？	A9 在職期間中に課長以上の職であった場合は、フルタイム勤務・短時間勤務に関わらず届出が必要です。
Q10 いつまでに届出る必要がありますか？	A10 再就職後、速やかに届出る必要があります。 具体的には、概ね2週間以内をお願いします。
Q11 届出の義務がある期間はいつまでですか？	A11 離職後2年間です。 2年の間は、再就職を繰り返した場合、その都度届出する必要があります。
Q12 提出先を教えてください。	A12 在籍していた組織に関わらず、総務部人事課へ提出してください。
Q13 届出様式はどこでもらえますか？	A13 人事課又は、市公式ホームページからダウンロードすることができます。
Q14 公表される内容は何ですか？	A14 「氏名」、「離職時の職」、「離職日」、「再就職日」、「再就職先の名称」、「再就職先における地位」です。
Q15 公表の方法は何で行われますか？	A15 松本市公式ホームページに掲載します。 5月末までに届出された情報をまとめ、6月末までに公表する予定です。

